

農地法第 3 条の 3 届出

—農地を相続したとき—

随時受付

添付書類	摘要	提出部数
土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る 相続登記済の物	各 1 部
委任状	代理人が届出する場合	

土地の登記事項証明書について

発行から概ね 3 ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認しますので、原本を持参して下さい。

委任状について

代理人の住所・氏名、申請の要旨、連絡先、委任する者の住所・氏名を明記の上、押印のこと。

【その他】

申請書類の押印は、認印でも可能です。

申請書の日付は提出時に記入して下さい。

届出に関する詳細については、宇治市農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。